

## 戸田市出会いづくり支援補助金交付要綱

令和7年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市の少子化対策として、出会いを求めている独身者の出会いの機会を創出することを目的に、官公庁が主体となって実施する出会い支援事業を利用するために要する経費に対し、予算の範囲内において戸田市出会いづくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内在住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 出会い支援事業 官公庁が主体となり、実施している出会い支援事業をいう。
- (3) 恋たま 埼玉県が主体となり、実施しているSAITAMA出会いサポートセンターが運営する出会い支援事業をいう。
- (4) TOKYO縁結び 東京都が主体となり、実施しているTOKYOふたりSTORYAIマッチングシステム事務局が運営する出会い支援事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内在住者で、補助金の交付申請を行う日の属する年度の4月1日時点における年齢が満35歳未満の独身者であること。
- (2) 恋たま又はTOKYO縁結びの利用登録が完了した日（以下「登録完了日」という。）が令和7年4月1日以降であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

恋たま又はT O K Y O縁結びに係る利用登録料とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、恋たま又はT O K Y O縁結びの利用に係る登録料の全額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとし、恋たま又はT O K Y O縁結びのいずれか一方のみとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、戸田市出会いづくり支援補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 振込口座の預金通帳、キャッシュカード等の写し(金融機関名、店名、預金種目、口座番号及び口座名義(カナ)が分かるもの)
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類等の写し
- (3) 登録完了日を証明する書類等の写し
- (4) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、同項第4号の書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

4 第1項に規定する申請は、戸田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年条例第37号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織の使用により行うことができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、戸田市出会いづくり支援補助金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。